

重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日現在

東山中央保育園

保育の提供の開始にあたり当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 興仁会
所 在 地	みやま市瀬高町坂田 1001 番地
電 話 番 号	0944-62-2400
代表者氏名	理事長 藤岡 格

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	東山中央保育園
施 設 の 所 在 地	みやま市瀬高町坂田 1009 番地
連 絡 先	電話番号 0944-62-2400 FAX 0944-62-2683
管 理 者	園長 藤岡 格
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 45 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 30 人 満 1 歳未満の児童 15 人
開 設 年 月 日	昭和 29 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	××××××××××

3 サービスの目的・運営方針

東山中央保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1204.66 m ²
	園庭	465.86 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
	延べ面積	780.63 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	3 室	ももちゅうりっぷ組 (0 歳児) あかちゅうりっぷ組 (1 歳児) きちゅうりっぷ組 (2 歳児)
調乳室・沐浴室	各 1 室	
保育室	3 室	つき組 (3 歳児)、ほし組 (4 歳児)、 はな組 (5 歳児) について各 1 室
事務室・医務室	1 室	
調理室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	21	13	8	
栄養士	1	1		
調理員	1	1		

当園では、「みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成 26 年みやま市条例第 34 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：15～18：15 内）実働 8 時間
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：15～18：15 内）実働 8 時間
保育士	正規の勤務時間帯（7：15～18：15 内）実働 8 時間
栄養士	正規の勤務時間帯（7：15～18：15 内）実働 8 時間
調理員	正規の勤務時間帯（7：15～18：15 内）実働 8 時間

※ ロテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

1、保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合**7時15分**から**18時15分**までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、**18時45分までの範囲内で時間外保育**を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります。）

2、保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**8時30分**から**16時30分**までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、8時から8時30分まで又は16時30分から17時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141 平成29年改訂）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 英会話教室・体育教室・絵画教室

年長児は、講師を招聘いろいろな学びを行っています。

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。（ただし、別途利用者負担有。）

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時45分頃	15時頃	
2歳児	9時45分頃	11時45分頃	15時頃	
3歳児		11時45分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

一時預かり事業実施。

9 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権擁護及び虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の開始・終了に関する事項

当園は、以下の場合に保育の提供を開始又は終了いたします。

開始

(1) 児童が居住する自治体が入所を認めた日

終了

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	大鶴脳神経外科
医 院 長 名	大鶴 力津康
所 在 地	みやま市瀬高町長田 4812-2
電 話 番 号	0 9 4 4 - 6 4 - 4 1 3 0

(2) 歯科

医療機関の名称	安西歯科医院
医 院 長 名	安西 寛真
所 在 地	みやま市瀬高町小川 52-3
電 話 番 号	0 9 4 4 - 6 3 - 8 1 1 8

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	・ 園長 藤岡 格	
当園 ご利用相談窓口	・ 窓口担当者	藤岡奈々代
	・ ご利用時間	7 : 15 ~ 18 : 15
	・ 電話番号	0 9 4 4 - 6 2 - 2 4 0 0
	・ FAX	0 9 4 4 - 6 2 - 2 6 8 3
担当者が不在の場合は当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	森 道也	電話番号 0 9 4 4 - 6 3 - 7 4 6 3
		元上坂田行政区長
第三者委員	栴嶋博幸	電話番号 0 9 4 4 - 6 2 - 5 3 7 5
		元上坂田行政区長・元同民生委員

福岡県運営適正化委員会 092-915-3511

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。	
防災設備	・ 自動火災報知機	有
	・ ガス漏れ報知機	有
	・ 非常用電源	有
	・ その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。	

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	当園に責任が生ずる事故等
保険金額	あいおいニッセイ同和損保 30,000 千円（最大 300,000 千円） 独立行政法人日本スポーツ振興センター30,000 千円

1 7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、施設長の許可なく他の利用者 に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容，負担を求める理由及び目的	金 額
送迎バス	送迎バスに係る費用	月額 1 2 0 0 円 (2 人目から 800 円) 片道利用 6 0 0 円 (2 人目から 400 円)
時間外保育	時間外保育に係る利用者負担	1 回 1 0 0 円
主食費・副食費	幼児教育・保育の無償化に伴う副食費負担	月額 5, 0 0 0 円 (主 500 円 副 4, 500 円)

重要事項同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり重要事項説明書に基づき説明を行いました。

保育園名：東山中央保育園

説明者職名：園長 氏名 藤岡 格

私は、本書面に基づいて東山中央保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：_____

児童氏名：_____

児童氏名：_____

児童氏名：_____

保護者氏名：_____印

児童から見た続柄：_____

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

東山中央保育園

園長 藤岡 格 様

令和 年 月 日

保護者住所：_____

児童氏名 ：_____

児童氏名 ：_____

児童氏名 ：_____

保護者氏名：_____ 印

児童から見た続柄：_____